

急拡大する「iDeCo」 ～退職後貯蓄としての優れた効果～

人事コンサルティング部 主任コンサルタント 粟津明彦 ● akihiko.awatsu@mizuho-ri.co.jp

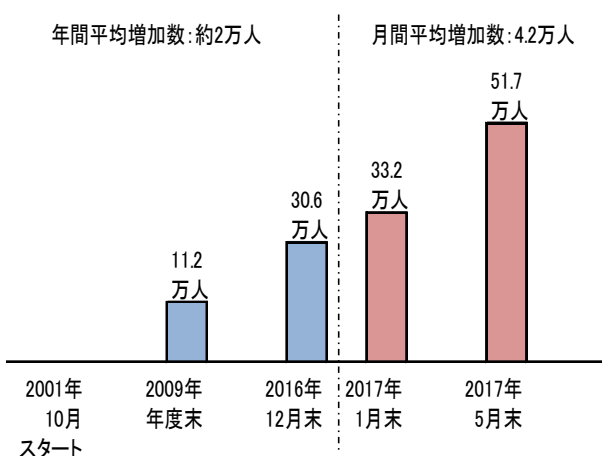
1. iDeCo の急増

今年に入り、個人型確定拠出年金(愛称「iDeCo」)の新規加入者数が急増しています。確定拠出年金には、各企業が従業員を加入対象として実施する企業型と、個人が自ら金融機関に申し込んで加入する個人型があり、個人型の方を iDeCo と称しています。

本稿では、個人型確定拠出年金を iDeCo、企業型確定拠出年金を企業型 DC、もう 1 つの企業年金である確定給付企業年金を DB ということにします。

給与所得者の退職後に備えた貯蓄として考えた場合、iDeCo は、企業型 DC の加入者拠出とともに、保険会社などが実施する個人年金やさまざまな貯蓄制度、あるいは DB の加入者拠出に比べ、税制優遇メリットが大きいといえます。企業型 DC の加入者数は 2001 年 10 月の制度スタート以降、順調に増加し、2017 年 3 月末時点で約 591.4 万人であるのに対し、iDeCo の加入者数は昨年末時点でわずか 30.6 万人で、年間平均増加数は約 2 万人でした。ところが、今年 1 月以降、iDeCo の加入者数は急増し、5 月末時点で 51.7 万人となっています。わずか 5 カ月間で 21.1 万人増加し、月間平均増加数は約 4.2 万人です。このように、iDeCo の加入者数が急増しているのは、今年 1 月の確定拠出年金法改正により、加入対象者が、自営業者に加え、公務員を含む給与所得者および専業主婦にも拡大されたからです(昨年までも企業型 DC および DB を実施していない民間企業の従業員に限り、加入が認められていた)。

■ 図1 iDeCo の加入者数



出所: 厚生労働省資料

2. iDeCo の税制優遇メリット

一般的に、金融資産の利息および配当金などには 20.315% (国税 15%、地方税 5%、復興特別所得税 0.315%) の税金が課されます。これに対し、iDeCo の資産の運用収益には税金が課されません。正確には、法人税法により、企業型 DC および DB とともに「特別法人税」という税金が課税される(残高の約 1%) こととなっていますが、租税特別措置法により、3 年ごとに課税の凍結が繰り返されており、実質的に非課税です。

iDeCo は、加入者が掛金を積み立て、積み立てた掛金を個人で運用するものであり、個人が金融機関に任意に積み立てている貯蓄などと似ています。また、DB のように、年金規約であらかじめ年金給付額が保障されているわけではなく、年金受給中も自ら年金の原資を運用する必要があることから、運用リスクを避けるため、現役引退後に年金の形ではなく一時金の形で一括して受給する者がほとんどであると考えられます(年金あるいは一時金のいずれかを選択可)。

このようなことから、受給時期の制約(60 歳まで原則として受給できない)を除けば、個人向けの金融商品とほとんど変わらないにもかかわらず、運用収益には全く課税されないのです。NISA のように、株式等で運用した場合に限り、一定の期間(平成 35 年まで)、多くの制約の下でなら収益に課税されないということと税制優遇メリットのレベルが大きく異なります。

次に、iDeCo の最も大きな税制優遇メリットである所得控除についてです。iDeCo の掛金は、課税所得額計算上、各種社会保険料と同様に所得控除扱いが可能です(確定拠出年金法上、年間拠出額に上限が設定されている)。例えば、給与所得者が将来の資産形成のために iDeCo に加入し、掛金を拠出する場合に、一切運用リスクを負いたくないために掛金のすべてを定期預金等の元本保証型の金融商品とし、利息が一切期待できないとしても、掛金の 20~30% 程度(年収に応じた税率により異なる)の収益が初めから得られていると考えてよいわけです。iDeCo の所得控除こそが最大の加入メリットといえます。

なお、企業型 DC の加入者拠出も同様に所得控除が可能です。DB の加入者拠出は実質的に所得控除ができません(一般の生命保険と合わせて生命保険料扱い)。

現在、企業型 DC および DB のほか、企業年金として厚生年金基金制度があります。厚生年金基金制度でも加入者拠出は社会保険料扱いとされて所得控除が可能です。

厚生年金基金は、国の厚生年金保険の給付の一部を国に代わって支給していることから、厚生年金保険の保険料と同様、その掛金も加入員拠出分は社会保険料扱いとされ、広く普及し、中小企業等の従業員の所得保障に貢献してきました。しかし、関連法令により、厚生年金基金のほとんどは解散を余儀なくされ、将来的にはほとんど残らないと想定されています。このようなことから、実質的に、加入者拠出が所得控除となるのは iDeCo と企業型 DC のみであり、注目される所以です。

iDeCo の加入者数が増加しているといっても、今年 5 月末時点でまだ 51.7 万人です。加入対象である公務員を含む給与所得者は 4,129 万人 (2016 年 3 月末) で、iDeCo と同様に税制優遇メリットがある前述の NISA の口座数は 1,077 万口座 (2017 年 3 月末) です。引続き、iDeCo に対する関心の高まりとともに、加入者数は増加していくと考えられます。

■ 図 2 各種制度の掛金等の税制優遇メリット

	事業主掛金	加入者掛金
DB	全額損金算入	生命保険料控除 (* 2)
厚生年金基金	全額損金算入	社会保険料控除
企業型 DC	全額損金算入	小規模企業共済等掛金控除 (* 3)
iDeCo	全額損金算入 (* 1)	小規模企業共済等掛金控除 (* 3)
一般の貯蓄等の積立て		なし

- (* 1) 小規模事業主掛金納付制度により、事業主が掛金を納付する場合のみ。
- (* 2) 一般の生命保険料と合せて、年 4 万円が限度。
- (* 3) 確定拠出年金法上、拠出限度額あり。

3. iDeCo の中小企業の退職給付制度への活用

最後に、中小企業の iDeCo の活用について少し述べてみたいと思います。

中小企業の場合は、DB および企業型 DC はもちろん、退職一時金制度さえもないということも多いと考えられます。人材確保のため、退職給付について何らかの整備が必要と認識しつつも、そこまで手が回らないといったところでしょうか。中小企業退職金共済に加入している企業は多いと考えられますが、①従業員が短期加入で退職した場合、掛金に対して給付が元本割れや利息なしということもある、②経営者は加入対象とならない、③従業員が企業の掛金に追加で拠出することはできない、④転職の場合、給付を iDeCo などに移換することができない、といった問題があります。

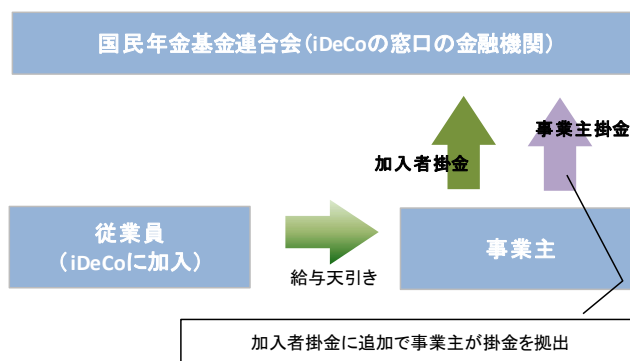
確定拠出年金法の改正により、「iDeCo への小規模事業主掛金納付制度」(従業員数 100 人以下の企業が対象) が創設されました。2016 年 6 月 3 日の改正法の公布日よ

り 2 年以内の政令で定める日に施行されることとなっています。この制度は、従業員が iDeCo に加入した場合、事業主が追加で掛金を拠出することができるというものです。コスト面や事務負荷の問題から企業型 DC を自ら立ち上げることが困難な中小企業にとって、この制度の活用は、確定拠出年金という退職給付制度を創設したことになりますし、人材確保のための 1 つの材料となります。中小企業の経営者個人にとっても、将来の資産形成に役立つことはいうまでもないでしょう。

一方、従業員にとっては、所得控除という大きな税制優遇メリットとともに、退職給付制度の存在という安心感が得られることとなります。さらに、転職の際に、退職給付制度に関して煩雑な手続きが不要という面も大きなメリットと言えます。なぜなら、iDeCo への加入をそのまま継続すればよい(注)だけだからです。

注: 転職先で企業型 DC を実施していて、iDeCo への加入を認めていない場合を除く。

■ 図 3 iDeCo への小規模事業主掛金納付制度(イメージ)



出所: 厚生労働省資料